

# 目次

## ● 合格マニュアル



本書の使い方	2
試験を受けるにあたっての注意点	3

## ● ライフプランニングと資金計画



1. F P とコンプライアンス	6
2. ファイナンシャル・プランニングのプロセス	10
3. ライフプランの作成	12
4. ライフプランニングの基礎	13
5. 労働保険	24
6. 医療保険	29
7. 退職後の医療保険	33
8. 介護保険	35
9. 公的年金制度の概略	37
10. 公的年金の保険料	40
11. 公的年金の老齢給付 その1	43
12. 公的年金の老齢給付 その2	48
13. 公的年金の障害給付	51
14. 公的年金の遺族給付	54
15. 裁定請求・併給調整等	59
16. 企業年金等	64
17. 退職金・年金等と税金	70
18. 住宅資金設計	72

19.住宅ローン	73
20.住宅ローンの見直し	77
21.教育資金設計	79
22.老後資金・リタイアメントプランニング	81
23.各種カードとその他ローン	83
24.中小法人等の資金調達・資金管理	85

## ● リスク管理



1.生命保険の仕組み	92
2.約款の基礎知識	96
3.生命保険の種類	101
4.個人年金保険の種類	108
5.医療保障に重点を置く保険（第三分野の保険）	111
6.特約の種類	114
7.生命保険の活用法	119
8.損害保険の仕組み	123
9.火災保険	125
10.自動車保険	128
11.傷害保険	131
12.その他の損害保険	134
13.保険制度と契約者保護の仕組み	136
14.個人の生命保険契約と税金	140
15.法人の生命保険契約と税金	146
16.損害保険と税金	151



1. 経済指標の基礎知識	156
2. 金融政策の基礎知識	159
3. 銀行等で扱われる金融商品	160
4. ゆうちょ銀行（郵便局）で扱われる金融商品	162
5. 債券の基礎知識	164
6. 債券投資分析	165
7. 債券投資の主なリスク	167
8. 個人向け国債	169
9. 債券の課税関係	171
10. 株式の基礎知識	172
11. 株式の相場指標	175
12. 株式の投資尺度	176
13. 株式の課税関係	179
14. 投資信託の基礎知識	183
15. 投資信託の運用スタイル	186
16. 主な追加型公社債投資信託	188
17. 上場投資信託（ETF）および上場不動産投資信託（J-REIT）	189
18. 特殊な投資信託	190
19. 投資信託（契約型）の課税関係	192
20. 財形貯蓄制度	193
21. 外貨建商品	194
22. 金融派生商品（デリバティブ）	199
23. その他の金融商品	201
24. ポートフォリオ理論	203
25. 金融商品等のセーフティネット	206
26. 金融資産運用に関連する法律	212

## ● タックスプランニング



1. タックスプランニングの概要	218
2. 所得税の基本的な仕組み	219
3. 10種類の所得〈利子所得・配当所得・不動産所得〉	224
4. 10種類の所得〈事業所得・給与所得・一時所得・雑所得〉	227
5. 10種類の所得〈譲渡所得・山林所得・退職所得〉	231
6. 損益通算と損失の繰越控除	234
7. 主な所得控除	236
8. 税額控除	243
9. 確定申告と納付	246
10. 青色申告	247
11. 居住用財産を譲渡した場合の特例	249
12. 個人住民税	252
13. 法人税の概要	253
14. 当期純利益と課税所得	255
15. 損金	256
16. 会社と役員・使用人間の取引	259
17. 消費税	262

## ● 不動産



1. 不動産登記および不動産調査	266
2. 借地借家法（借地権）	271
3. 借地借家法（建物賃貸借）	274
4. 区分所有法	277
5. 都市計画法	279

6.建築基準法	281
7.農地法・土地区画整理法等	287
8.土地の価格と鑑定評価手法	289
9.不動産の税金	291
10.宅地建物取引業法	295
11.不動産の売買	299
12.土地の有効活用	302
13.不動産投資	305

## ● 相続・事業承継



1.相続の法律・総論	310
2.相続人	312
3.遺産分割	316
4.遺言	318
5.遺贈と死因贈与	320
6.遺留分	321
7.相続税の計算	322
8.相続税の申告と納税	330
9.延納と物納	333
10.贈与税	335
11.相続時精算課税制度	341
12.財産評価	347
13.相続対策	354
14.自社株評価	356
15.自社株対策等	359

# ライフプランニングと資金計画





## (1) FPの職業的原則

### ①顧客の利益優先

- ・顧客の立場に立ち、顧客の利益を最優先に考えることが必要となる（FPの利益を優先するようなことがあってはならない）
- ・ただし、顧客の利益優先といっても顧客の判断が適切でない場合にはその修正を促すことも必要となる

### ②守秘義務の厳守

- ・業務上知りえた顧客の個人情報、外部に漏れることのないよう取扱いに注意しなければならない
- ・顧客の承諾を得ることなく、顧客の個人情報を他人に提供してはならない

### ③関連法規の遵守

- ・FPの業務は対象領域が広範囲にわたるため、関連する他の専門家の領域を把握し、他の専門家の領域を侵すことのないようにしなければならない

## (2) FPと関連業法

### ①税理士の業務とFP

#### a. 税理士の業務

- (a) 税務代理行為（以下、税務代理）
- (b) 税務書類の作成
- (c) 税務相談

#### b. 「業として行う税務相談」について

プランニングに際し顧客から税金に関する相談を受けるケースがあるが、このような税金の相談行為は有償・無償を問わず、税理士の専門領域である「業として行う税務相談」に抵触する恐れがある

#### c. FPの具体的な活動範囲

- (a) 税理士でないFPは、営利目的の有無、有償・無償を問わず、税務代理や税務書類の作成、税務相談に応じることはできない
- (b) 税理士でないFPが顧客から税金に関する相談を受けた場合には、顧客データを参考にしながら具体的な数値を離れた事例に引き直し、その事例に基づいて抽象的な税のプランニングを行うにとどめる必要がある

#### d. 税理士との協力関係

税理士と顧問税理士契約を結び、具体的な税額計算や税務代理については、当該税理士に依頼することが必要

## ② 弁護士の職務とFP

### a. 弁護士の職務

「弁護士は、当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件および審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。」（弁護士法第3条1項）

### b. 非弁護士の法律事務取扱の禁止

遺言や遺産分割に関する相談を受けた場合、弁護士でないFPが単独で具体的な法律判断を下したとすれば、事件性の有無にかかわらず、非弁護士による「一般の法律事務の取扱等の禁止」規定に抵触する

## ③ 投資助言・代理業、投資運用業とFP

### a. 投資判断の一任等の禁止

(a) 金融商品取引法では、内閣総理大臣の登録を受けた金融商品取引業者または他の法律に特別の規定のある場合以外は、投資判断の一任等を禁止している

(b) 投資助言・代理業、投資運用業の登録を受けていないFPが、報酬を受け取り投資顧問契約を結んで投資助言を行ったり、投資判断を一任されて自らの調査・分析に基づいて顧客のために投資を行ったりすることは金融商品取引法に抵触する

(c) 投資判断の前提となるような基本事項（景気動向や企業業績など）や過去における有価証券の価値（高値あるいは安値）などの情報を提供するだけでは、金融商品取引法に抵触しない

## ④ 保険募集人とFP

a. 保険業法では、保険加入者保護や業務の適正化を図るため、免許制を採用し、保険募集人の登録を受けていないFPは、保険業法により保険募集はできない

b. 保険の一般的な解説や加入している保険の見直しの提案を行うことはできる

## ⑤ 社会保険労務士とFP

a. 社会保険労務士でないFPは、労働社会保険諸法令に基づく申込書等の作成・提出の代行を行うことはできない

b. 公的年金制度の解説や年金相談、年金額の試算に応じることはできる

## ⑥ 金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）

a. 金融商品販売業者等がその販売に際して、顧客に対して説明すべき重要事項の説明を怠ったため、顧客に損害が発生した場合の賠償責任などが定められており、顧客の保護を図ることを目的としている

b. 具体的には、重要事項（市場リスク、信用リスク、権利行使期間・解約期間の制限など）の説明義務や損害賠償責任、元本欠損額の損害額推定などが明記されている

- c. 顧客は重要事項の説明がなかったことを立証することで金融商品販売業者等に損害賠償請求を行うことができ、このときの損害額は元本欠損額と推定される

#### ⑦消費者契約法

- a. 消費者と事業者との間の情報、交渉力などの格差により、事業者の一定の行為によって消費者が誤認・困惑した場合、契約申込・承諾の意思表示を消費者が取り消すことができる
- b. 消費者の利益を不当に害する一定の条項の全部または一部を無効にできる
- c. 取消権は、追認をすることができるときから1年、または契約の締結から5年を経過したときは時効となる

### (3) FPと著作権

- ①他人の著作物を自分一人または自分の家族や数人程度の親しい友人の範囲内でコピーする場合は、「私的使用目的」と認められるので、著作権法違反にあたらないが、勉強会などでまとまった人数にコピーを配布する場合等は、著作権者の承諾が必要となる
- ②法令や条例、通達、判決などは著作権がないので、自由に引用できる
- ③国・地方公共団体が公表している広報資料、統計資料、報告書等は、一般的に許諾なしに転載できる

### (4) FPと個人情報保護法

- ①個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）における個人情報とは、『生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの』
- ②個人情報には、他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができるもの（例：顧客コード など）、身体の一部の特徴を記録したもので特定個人を識別できるものも含む
- ③業務上知りえた顧客の個人情報は外部に漏れることのないように十分注意する必要がある
- ④改正個人情報保護法では、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報および匿名加工情報の整備、個人情報5,000人分以下の事業者の適用除外の撤廃などが盛り込まれた（平成29年5月30日施行）

## ✎ 練習問題 ✎

- 第1問** 税理士でないFPでもプランニングに際し、顧客から税金に関する相談を受け、回答を求められるケースがあるが、このような相談行為は無償であれば、税理士の専門領域である「業として行う税務相談」に抵触しない。
- 
- 第2問** 税理士でないFPが税法の改正点を一般的な解説として顧客に説明した。
- 
- 第3問** 遺言や遺産分割に関する相談を受けた場合、弁護士でないFPが単独で具体的な法律判断を下したとすれば、事件性の有無にかかわらず、それは非弁護士による「一般の法律事務の取扱等の禁止」規定に抵触する。
- 
- 第4問** 顧客との信頼関係が構築されていれば、金融商品取引業者でないFPが投資判断を一任されて自らの調査・分析に基づいて顧客のために投資を行っても、金融商品取引法に抵触しない。
- 
- 第5問** 金融商品取引業者でないFPが、顧客の投資判断の基礎資料とするために自分が作成した景気動向の資料や過去の有価証券の価格変動の資料を顧客に提供した。
- 
- 第6問** 知人の保険会社職員に代わり、保険募集人でないFPが保険商品の説明および募集を行った。
- 
- 第7問** 金融商品を販売する業者が重要事項の説明を怠ったために、顧客が損害を受けた場合は、金融商品販売法に基づいて業者に損害賠償を請求できる。
- 
- 第8問** 金融商品を販売する業者の消費者に対する不当な勧誘による契約は、消費者契約法に基づいて契約を取り消すことができる。
- 
- 第9問** 税理士でないFPが、顧客向けセミナーにおいて、住宅ローンを2,000万円借入れたと仮定した場合の住宅借入金等特別控除の控除額の計算方法を解説した。
- 
- 第10問** 生命保険募集人の登録を受けていないFPが、ライフプランの相談に来た顧客に対して、個人年金保険の商品性を説明した。

第1問× 第2問○ 第3問○ 第4問× 第5問○ 第6問× 第7問○ 第8問○  
 第9問○ 第10問○